

「若狭高濱 堂々地のもん」申請者募集！

若狭高濱

堂々地のもん

若狭
高濱

「若狭高濱 堂々地のもん」は、高浜町の農林水産業者や加工業者がまごころを込めてつくった産品を応援するためのロゴマークです。

ロゴマークがついた産品を町内外にアピールすることを通じて、高浜町の産品のレベルアップと高浜町のイメージアップにつなげていきます。

このマークを使用し、高浜町の魅力発信を一緒に行っていく方々を募集しています。 使用料は無料

「若狭高濱 堂々地のもん」を使える人

ア 農林水産業者・
食品加工業者

イ 販売業者

ウ 旅館・民宿業・
飲食提供業者

エ 若狭高濱 堂々地の
もんサポーター
(事業者)

「若狭高濱 堂々地のもん」は高濱の地から生まれた

私たちが住む高浜町は、福井県最西部の大飯郡に位置しています。

「大飯郡」の名が示すように大和時代には、「大炊寮」という役所が管轄する地域で、天皇家の食材を司る豪族が塩や魚といった海産物を朝廷に納めていました。当時から海、山、里に豊かな四季の恵みがあったのでしょう。

「高濱」の「浜」の本来(旧字)は「濱」です。

「濱」の「賓」は「敬って、もてなすべき客人」を意味します。白砂青松の美しい海辺で、とりわけ敬意を払って客人をもてなすイメージが「高濱」という字から連想されます。ずっと昔から「もてなし」の文化を持っていたのでしょうか。

「若狭高濱 堂々地のもん」とは、こうした、私たちの祖先が遠い昔から築き上げてきた歴史文化や精神に敬意を払い、それらを受け継ぎ、高浜に暮らす私たちが「まごころと自信」を込めて、みなさんに「愛情と誇り」をもってお勧めできる「地のもん」「旬のもの」やそれらを含む特産品であり、めざす姿(高浜ブランドづくり)でもあります。

「若狭高濱 堂々地のもん」
がめざす「5つの『じ』」

- 1 「地」 - 地域にこだわる
若狭でとれた素材にこだわります
- 2 「時」 - 季節(時)にこだわる
旬の素材にこだわります
- 3 「知」 - 地元の知恵が入ってます
地元の歴史や物語、技にこだわります
- 4 「自」 - 自ら好む
地元高浜の人が好んでいます
- 5 「心」 - 心を込める
もてなしの気持ち(まごころ)が入っています

「若狭高濱 堂々地のもん」の定義と対象品目

「若狭高濱 堂々地のもん」とは、以下に示す一次産品あるいは二次産品とし、ロゴマークは、その産品の容器や包装紙、宣伝媒体等で使用することができます。

区分	対象とする産品	品目例
一次産品	高浜町域で栽培される農産物 高浜町域で生産される畜産物 若狭湾で採取され高浜町域の港に水揚げされる水産物 高浜町域の内水面で生産・採取された水産物 高浜町域で生産される林産物	野菜、米、お茶類など 牛、豚、鶏など 魚、貝、海藻など 淡水魚など しいたけ、炭、木材など
二次産品	高浜町内の事業者が製造し、以下のいずれかの条件を満たす加工品とする。 ア 産品の主とする原料が若狭産であること。若狭産とは、おおよそ、若狭（小浜市、美浜町、若狭町、おおい町、高浜町）と舞鶴市を加えた、若狭湾を囲む一体的な海域と陸域を含む地域で収穫等された産品とする。 イ 製造工程の概ね 1/2 以上が高浜町内であること。 ウ 高浜町の地域性や物語性を表現していること。	総菜、菓子類、酒類など

ロゴマークの表示条件と方法

使用できる人	表示条件と方法
ア 農林水産業者・食品加工業者	・ 該当商品を収容する容器又は包装紙への表示 ・ 該当商品の販売場所、ホームページ上で行う広告宣伝のための掲載 ・ 「若狭高濱 堂々地のもん」の普及啓発及び販売促進のために作成するポスター、チラシ、パンフレット等の広告物、のぼり、看板等の宣伝資材、名刺への表示
イ 販売業者	・ 該当商品の販売場所、ホームページ上で行う広告宣伝のための掲載
ウ 旅館・民宿業・飲食提供業者	・ 該当商品を使用した料理店でのメニュー、ポスター、チラシ、パンフレット等の広告物、店頭等でののぼり、看板等の宣伝資材への表示、ホームページ上で行う広告宣伝のための掲載
エ 若狭高濱 堂々地のもん サポーター	・ 「若狭高濱 堂々地のもん」を積極的に普及啓発を行う事業者（上記ア、イ、ウの区分で申請したものを除く）によるポスター、チラシ、パンフレット等の広告物、のぼり、看板等の宣伝資材、ホームページ上で行う広告宣伝のための掲載

ロゴマークの使用期間・料金

使用期間：使用許可証の交付日から2年が経過した後の年度末まで。
使用料：無料

ロゴマーク使用管理要領は、町か下記の各事業者組織にあります。町ホームページからもダウンロードできます。

使用申請手続き

- 1 「若狭高濱 堂々地のもん」ロゴマーク使用管理要領を入手し、以下の書類を提出してください
「若狭高濱 堂々地のもん」ロゴマーク使用許可（変更）申請書（様式1号）
ロゴマークの使用状況が確認できるレイアウト図・写真等
申請時に添付できない場合は、後日速やかに、掲載物の写真等をお送りください。

2 提出先・問い合わせ先

高浜町役場まちづくり課 「若狭高濱 堂々地のもん」担当
〒919-2292 高浜町宮崎 71-7-1 TEL.0770-72-1111 FAX.0770-72-4000
以下の方は、申請手続きの省略ができます。

若狭高浜漁業協同組合、若狭農業協同組合（高浜支店）、高浜町商工会、若狭高浜観光協会、高浜市場きな一れ管理運営組合に所属されている方は、各所属団体への使用許可をもって、ロゴマークを使用することができます。